

毎週火、金曜日発行(但休日相当日を除く)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可  
は翌日)

# 鳥取県公報

## 目次

◇ 条例 世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例  
 県有船舶使用料条例の一部を改正する条例  
 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

## 条例

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十六年七月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十一号

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この条例で「世帯更生資金貸付事業」とは、生計困難な世帯に対して、その自立自活に必要な資金の貸付け並びに援助及び指導を行なう事業であつて、社会福祉事業法第七十四条に規定する社会福祉協議会が行なうものをいう。

第四条第一号中「貸付対象者」を「貸付対象」に改め、同条第二号中「民生委員」の下に「鳥取県社会福祉協議会の役員及び職員、医師、鳥取県身体障害者福祉審議会委員」を加え、同条第三号を次のように改め、同条第四号中「知事が別に定める一定の率によつて算定する額」を「その三分の一に相当する額」に改める。

三 貸付事業資金及び貸付事務費について、それぞれ特別会計を設けること。

第五条第三号を次のように改める。  
三 世帯更生資金貸付事業資金、貸付事務費収支予定調書

第八条中「貸付業務成績書、特別会計歳入歳出決算書、事務費歳入歳出決算書」を「貸付事業報告書、特別会計収支計算書」に改める。  
別表を次のように改める。

別表

世帯更生資金の貸付基準

一 貸付対象

資金の貸付けの対象となる世帯は、低所得世帯(資金の貸付けにあわせて必要な援助及び指導を受けることにより、独立自活できると認められる世帯であつて、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるものをいう。以下同じ。)とする。ただし、身体障害者更生資金については、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定により、身体障害者手帳の交付を受

けた身体に障害のある者(以下「身体障害者」という。)の属する世帯を貸付けの対象とする。

二 貸付金の種類

貸付金の種類は、次の六種類とする。

1 更生資金

低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金をいう。

(一) 生業を営むのに必要な経費(以下「生業費」という。)

(二) 就職するために必要な支度をする経費(以下「支度費」という。)

(三) 生業を営み、又は就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な経費(以下「技能習得費」という。)

2 身体障害者更生資金

身体障害者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金をいう。

(一) 身体障害者が生業を営むのに必要な経費(以下

「身体障害者生業費」という。)

(一) 身体障害者が就職するために必要な支度をする経費(以下「身体障害者支度費」という。)

(二) 身体障害者が生業を営み、又は就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な経費(以下「身体障害者技能習得費」という。)

3 生活資金

低所得世帯又は身体障害者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金をいう。

(一) 技能習得費若しくは身体障害者技能習得費の貸付けを受けている期間中又は療養資金の貸付けを受けて負傷若しくは疾病の療養をしている期間中の生活を維持するのに必要な経費(以下「生活費」という。)

(二) 低所得世帯に属する者の出産に必要な経費(以下「出産費」という。)

(三) 低所得世帯に属する者の葬祭に必要な経費(以下「葬祭費」という。)

4 住宅資金

低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金をいう。

(一) 住宅を補修するのに必要な経費(以下「住宅補修費」という。)

(二) 住宅を増築し、改築し、又は拡張するのに必要な経費(以下「増改築費」という。)

5 修学資金

低所得世帯に対し、当該低所得世帯に属する者が学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する高等学校(盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部を含む。以下「高等学校」という。)に就学するのに必要な経費として貸し付ける資金をいう。

6 療養資金

低所得世帯に対し、当該低所得世帯に属する者の負傷又は疾病の療養(当該療養を必要とする期間が一年以内の場合に限る。)に必要な経費として貸し付ける資金をいう。

三 貸付金額の限度等

貸付金額の限度、すえ置期間及び償還期限は、次のとおりとする。

貸付金の種類	貸付金額の限度	すえ置期間	償還期限	備考
更生資金	生業費 一〇〇,〇〇〇円 支度費 一五,〇〇〇円	最終貸付けの日から一年以内 内 習得期間満了後六月以内	すえ置期間経過後六年以内	貸付期間二年以内
身体障害者 更生資金	生業費 一〇〇,〇〇〇円 支度費 一五,〇〇〇円	最終貸付けの日から一年以内 内 習得期間満了後一年以内	すえ置期間経過後八年以内	貸付期間二年以内
生活資金	生活費 三,〇〇〇円 出産費 三,〇〇〇円 葬祭費 四,〇〇〇円	最終貸付けの日から六月以内 内 習得期間満了後又は療養資金の最終貸付日から六月以内	すえ置期間経過後三年以内	貸付期間六月以内
住宅資金	住宅 補修費 三〇,〇〇〇円 増改築費 一〇〇,〇〇〇円	最終貸付けの日から六月以内	すえ置期間経過後六年以内	
修学資金	月額 一,〇〇〇円	高等学校卒業後六月以内	すえ置期間経過後五年以内	貸付期間 高等学校在学期間 内
療養資金	五〇,〇〇〇円	最終貸付けの日から六月以内	すえ置期間経過後五年以内	

四 償還方法

償還は、年賦、半年賦及び月賦の方法によるものとする。ただし、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)はいつでも繰上償還をすることができる。

五 貸付利子

貸付金の利率は、年三分(修学資金については無利子)とする。ただし、すえ置期間中は、無利子とする。

六 延滞利子

借受人が定められた償還期限までに償還金を支払わなかつたときは、当該償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その延滞した元金百円につき一日三銭の割合で計算した延滞利子を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情があると認められるときは、延滞利子の全部又は一部を免除することができる。

七 連帯借受人

支度費若しくは技能習得費、身体障害者支度費若しくは身体障害者技能習得費又は修学資金の貸付けにつ

いて、その就職し、知識、技能を習得し、又は就学する者以外の者が借受人である場合においては、当該就職し、知識、技能を習得し、又は就学する者が借受人と連帯して債務を負担しなければならない。

八 保証人

資金の貸付けを受けようとする者は、保証人をたてるものとし、保証人は、借受人と連帯して債務を負担するものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 低所得者に対する医療費貸付事業の補助に関する条例(昭和三十二年十二月鳥取県条例第四十四号)は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際、改正前の世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例及び旧低所得者に対する医療費貸付事業の補助に関する条例の規定により交付された補助金については、改正後の条例の規定に基づき交付されたものとみなす。

県有船舶使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十六年七月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十二号

県有船舶使用料条例の一部を改正する条例

県有船舶使用料条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

船 名	一日使用料
しゅんせつ船	
久 松 丸	一、九〇〇円
因 伯 丸	一、六、九〇〇円
起重機船	
米 子 丸	五、〇〇〇円
石材運搬船	

鳥第二	六〇トン積	三、七〇〇円
鳥第三	二〇トン積	一、三〇〇円
鳥第四	二〇トン積	一、三〇〇円
えい 船		
第二港栄丸		五、〇〇〇円
土 運 船		
鳥 第 一		二、五〇〇円
鳥 第 二		二、五〇〇円
鳥 第 三		二、六〇〇円

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、現に県有船舶の使用の許可を受けている者の納付すべき当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十六年七月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗  
鳥取県条例第二十三号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例(昭和三十年十月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「但し、」を「ただし、」に改める。  
第五条の見出し中「金額」の下に「及び支給方法」を加え、同条第一項を次のように改める。

法第五条第一項第二号に規定する障害給付は、別表に定める一級から三級までの等級に該当する身体障害がある場合においては、第一種障害給付として、当該障害が存する期間、同表に定める障害の等級に応じ、一年につき給付基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給して行ない、同表に定める四級から十四級までの等級に該当する身体障害がある場合においては、第二種障害給付として、同表に定める障害の等級に応じ、給付

基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給して行なう。

第五条第四項に次のただし書を加える。  
ただし、同項の規定による等級が三級以上になる場合は、この限りでない。

第五条第五項を次のように改める。

5 既に身体障害のある協力援助者が、協力援助による負傷又は疾病によつて同一部位について障害の程度を加重した場合に行なう障害給付の金額の計算については、その者の加重後の身体障害の等級に應ずる障害給付の金額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める金額を差し引くものとする。

- 一 その者の加重前の身体障害の等級が三級以上である場合 その者の加重前の身体障害の等級に應ずる第一種障害給付の金額
- 二 その者の加重前の身体障害の等級が四級以下であり、かつ、加重後の身体障害の等級が三級以上である

る場合 その者の加重前の身体障害の等級に應ずる  
 第二種障害給付の金額を十三で除して得た金額  
 三 その者の加重後の身体障害の等級が四級以下である場合 その者の加重前の身体障害の等級に應ずる  
 第二種障害給付の金額

第五条に次の二項を加える。

6 第一種障害給付を受ける者の当該身体障害の程度に  
 変更があつたため、新たに別表中の他の等級に該当するに至つた場合においては、新たに該当するに至つた等級に應ずる障害給付を行なうものとし、その後は、従前の障害給付は、行なわない。

7 第一種障害給付については、当該給付の年額を十二で除して得た額を月額とし、かつ、当該給付を行なうべき理由が生じた日の属する月の翌月以降毎月一回、その月額を前月分として支給するものとする。ただし、月の中途において当該給付を行なうべき理由が生じ、又は消滅した場合は、日割によつて算定した額をもつてその月についての月額とする。

第七条第一項各号列記以外の部分中「遺族」の下に「(当該災害の発生につき責めに任ずべき者を除く。)」を加える。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

別表倍数の欄中「一、三四〇」を「二四〇」に、「一九〇」を「二一三」に、「一、〇五〇」を「一八八」に改め、同表十三級の項中「第三の足指を含み」を「第二の足指を含み」に改め、同表の備考中「万国式視力表」を「万国式試視力表」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。  
 2 この条例の施行前に生じた理由に係る障害給付については、なお従前の例による。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可、発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目  
 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
 定価 一部月額一三〇円(送料共)